

ファミリー交通傷害保険 普通保険約款および特約

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社のファミリー交通傷害保険をご契約いただきありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番

110

「フリーダイヤル」
☎ 0120-119-110

暮らしに関する無料
相談サービス

介護・健康に関するご相談から
暮らしのインフォメーションまで

デイリー
サポート

「フリーダイヤル」
☎ 0120-285-110

● ご 注 意 ●

1. 保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
2. ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、保険料領収証番号、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）および代理店名をご連絡願います。
3. 被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
4. ご契約内容および事故報告内容の確認について
損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。
確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

● 代理店の役割 ●

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

ご契約の代理店はご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしております。ご契約内容についてのお問い合わせ等のご契約の代理店または弊社にお申し出ください。

クーリングオフについて

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*¹ができる制度のことをいいます。

* 1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

クーリングオフできる場合

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、ご契約の申込日または重要事項説明書の受領日いずれか遅い日から起算して8日を経過するまでであれば、ご契約の撤回・解約（クーリングオフ）を行うことができます。

・既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフの方法

上記期間内（8日を経過するまでの消印有効）に、記入例をご確認のうえ、右記のクーリングオフ受付係あてに必ず郵送にてご通知ください。

① ご契約の代理店ではクーリングオフのお申出を受けることはできません。

* 2 申込書控の右上に記載しております。

* 3 保険料領収証の右上に記載しております。証券番号が不明の場合にご記入ください。

<記入例>

下記の保険契約を クーリングオフします。	
申込人住所	
氏名	(印)
電話 自宅	()
勤務先	()
・申込日:	
・保険種類:	
・証券番号*2:	
(領収証番号*3:	()
・ご契約の営業店:	
・ご契約の代理店:	

郵便はがき	
<input type="checkbox"/>	1100-0004
クーリングオフ受付係	東京海上日動火災保険株式会社 東京海上日動 事務アウトラッシング(株)内 日本ビルディング13階 東京都千代田区大手町2-6-2

ご返金について

クーリングオフされた場合、既に払込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、代理店または弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

① ご契約を解約される場合には、保険期間の始期日からご契約の解約日までの期間に相当する保険料を、日割りでお支払いいただくことがございます。

①クーリングオフできない場合

次のご契約はクーリングオフできませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約（自動継続特約をセットした契約を含みます。）
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）
- 通信販売特約により申し込まれたご契約
- インターネット等による通信販売に関する特約により申し込まれたご契約 等

ファミリー交通傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
運行中	交通乗用車が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
家族	本人のほか、第6条（被保険者の範囲）(1)の表の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(*1)、訓練(*2)または試運転(*3)をいいます。 (*1) いずれもそのための練習を含みます。 (*2) 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 (*3) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第5条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律

用語	定義
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ア. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 イ. 創傷処理 ロ. 皮膚切開術 ハ. デブリードマン ニ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ホ. 抜歯手術 イ. 先進医療(*2)に該当する診療行為(*3) (*1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (*2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 (*3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

用語	定義
治療	医師(*1)が必要であると認め、医師(*1)が行う治療をいいます。 (*1) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に被った下表に掲げる傷害のいずれかに対して、この約款に従い保険金を支払います。

①	運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具(*1)との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(*1)の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故によって被った傷害
②	運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(*2)に搭乗している被保険者(*3)または乗客(*4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(*5)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害

③	道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突もしくは接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災もしくは爆発等の事故によって被った傷害
④	被保険者が交通乗用具(*1)の火災によって被った傷害

- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*6)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- (*1) 交通乗用具に積載されているものを含みます。
(*2) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
(*3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
(*4) 入場客を含みます。
(*5) 改札口の内側をいいます。
(*6) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
②	保険金を受け取るべき者(*1)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。 ア. 法令に定められた運転資格(*2)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*3)
⑨	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑩	核燃料物質(*4)もしくは核燃料物質(*4)によって汚染された物(*5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故
⑪	⑧から⑩までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑫	⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(*6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

(*1) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(*3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*4) 使用済燃料を含みます。

(*5) 原子核分裂生成物を含みます。

(*6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間 ア. 交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 イ. 交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ. に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
②	船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
③	航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(*1)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間
④	被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ア. グライダー イ. 飛行船 ウ. 超軽量動力機 エ. ジャイロプレーン

(2) 当社は、被保険者が職務として下表に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	交通乗用具への荷物等(*2)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(*2)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(*2)の整理作業
②	交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

(*1) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(*2) 荷物、貨物等をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲）

この約款において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具(*1)	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト (*1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具(*1)	自動車(*2)、原動機付自転車、自転車、トrolleyバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(*3) (*1) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(*4)等は除きます。 (*2) スノーモービルを含みます。 (*3) 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。 (*4) 原動機を用いるものを含みます。
空の乗用具(*1)	航空機(*2) (*1) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。 (*2) 飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*3)、ジャイロプレーンをいいます。 (*3) モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
水上の乗用具(*1)	船舶(*2) (*1) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。 (*2) ヨット、モーターボート(*3)およびボートを含みます。 (*3) 水上オートバイを含みます。
その他の乗用具(*1)	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (*1) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第6条 (被保険者の範囲)

(1) この約款における被保険者は、本人のほか、下表のいずれかに該当する者とします。

①	本人の配偶者
②	本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③	本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害の

原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) 保険契約締結の後、本人が第7条(死亡保険金の支払)

(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(*1)には、保険契約者は下表のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が第8条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には下表の②によるものとします。

①	家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
②	この保険契約を解除すること。

(4) (3)の事由によって本人が死亡した場合でも、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(*1) 第18条(保険契約の失効)に該当する場合を除きます。

第7条 (死亡保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(*1)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第35条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第35条(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(*1) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第8条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \boxed{\text{後遺障害保険金の額}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障

害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に下表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

①	別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
②	①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③	①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	-	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合
-----------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第9条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数}(*1)} = \boxed{\text{入院保険金の額}}$$

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*2)であるときは、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります(*3)。

- ① 入院中(*4)に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{10} = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{5} = \boxed{\text{手術保険金の額}}$$

- (*1) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (*2) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (*3) 1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

- (*4) 第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第10条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数}(*1)} = \boxed{\text{通院保険金の額}}$$

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表2に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギブス等(*2)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第9条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

- (*1) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日

を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払い
ません。

(*2) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーシ、シーネそ
の他これらに類するものをいいます。

第11条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金
および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、下表に
掲げる額をもって限度とします。

①	本人および配偶者については、保険証券に記載さ れたそれぞれの保険金額
②	①以外の被保険者については、その被保険者ごと に、保険証券に記載された保険金額

第12条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明
となった場合または遭難した場合において、その航空機
または船舶が行方不明となった日または遭難した日か
らその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発
見されないときは、その航空機または船舶が行方不明と
なった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険
金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定し
ます。

第13条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被
った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響に
より、または同条の傷害を被った後にその原因となった
事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により
同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響
がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは
保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさ
せなかったことにより第2条の傷害が重大となった場合
も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第14条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(*1)
に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前
に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いま
せん。
- (*1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合
はその時刻とします。

第15条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結
の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げな
ければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被

保険者が、告知事項について、故意または重大な過失に
よって事実を告げなかった場合または事実と異なること
を告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知を
もって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適
用しません。

①	(2) に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実 を知っていた場合または過失によってこれを知ら なかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を 支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告 知事項について、書面をもって訂正を当会社に申 し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当 会社が、訂正の申出を受けた場合において、その 訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会 社に告げられていたとしても、当会社が保険契約 を締結していたと認めるときに限り、これを承認 するものとします。
④	当会社が、(2) の規定による解除の原因があること を知った時から1か月を経過した場合または保 険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた
場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定
にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この
場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会
社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生
した傷害については適用しません。

(*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、
事実を告げることを妨げた場合または事実を告げない
こともしくは事実と異なることを告げることを勧めた
場合を含みます。

第16条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更
した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会
社に通知しなければなりません。

第17条（保険契約の無効）

下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険
契約は無効とします。

①	保険契約者が、保険金を不法に取得する目的また は第三者に保険金を不法に取得させる目的をも って保険契約を締結した場合
②	この保険契約の被保険者となることについて、死 亡保険金受取人を定める場合(*1)に、保険契約者 以外の被保険者の同意を得なかったとき。

- (*1) その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にす
る場合を除きます。

第18条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第6条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第19条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第20条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第21条（重大事由による解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*2)を解除することができます。

①	本人が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
②	本人以外の被保険者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
③	被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
④	被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(*3)の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の表の①から⑤までの事由または(2)の表の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(*3)に対しては、当社は、保険金(*4)を支払いません。この場合において、既に保険金(*4)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(*1) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 表の①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、表の②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

(*3) (2)の表の①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2)の表の②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(*4) (2)の表の③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第22条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(*1)を解除することを求めることができます。

①	この保険契約(*1)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第21条（重大事由による解除）(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第21条(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合

④	第21条(1)の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(*1)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(*1)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2) 保険契約者は、(1)の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除しなければなりません。

(3) (1)の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

(4) (3)の規定によりこの保険契約(*1)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

(*1) その被保険者に係る部分に限りです。

第23条 (本人である被保険者に係る部分の解除の特則)

(1) 第21条(重大事由による解除)(2)の表の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(*1)、本人から第22条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定による解除請求があった場合または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は下表のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が第8条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には下表の②によるものとします。

①	家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
②	この保険契約(*2)を解除すること。

(2) 第21条(2)の表の④の規定により当会社が本人である被保険者に係る部分について同条(2)に規定する解除を行った場合または第22条(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第6条(被保険者の範囲)(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(*1) 保険契約締結の後、本人が第7条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(*2) その家族に係る部分に限りです。

第24条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条 (保険料の返還または請求一告知義務等の場合)

(1) 第15条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求しません。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(*1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第26条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第17条(保険契約の無効)の表の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第6条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者全員が第7条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第27条 (保険料の返還—取消しの場合)

第19条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第28条 (保険料の返還—解除の場合)

(1) 下表の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

①	第6条（被保険者の範囲）(3)の表の②
②	第20条（保険契約者による保険契約の解除）
③	第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)の表の②

(2) 下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第15条（告知義務）(2)
②	第21条（重大事由による解除）(1)
③	第25条（保険料の返還または請求－告知義務等の場合）(2)

(3) 第21条(2)の表の①または③の規定により、当社がこの保険契約(*1)を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
(*1) その家族に係る部分に限ります。

第29条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。

①	死亡保険金については、その被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③	入院保険金については、その被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
---	--

④	手術保険金については、その被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
---	---

⑤	通院保険金については、その被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
---	--

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいなるときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第31条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生時の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査結果または調査結果の照会(*3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第30条

(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 複数の該当する場合は、そのうち最長の日数としめます。

(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第32条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当社は、第29条（事故の通知）の規定による通知または第30条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当社が負担します。

(*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第33条（時効）

保険金請求権は、第30条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第34条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第35条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) (1)、(2)および(6)の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。

(4) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当社に通知しなければなりません。

(5) (4)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(7) (6)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合

には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後には保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

- (8) (2)および(6)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人としてします。
- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人としてします。

第36条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第37条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第38条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際(*1)、下表の事項を協会(*2)に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別

③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(*2)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(*2)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(*2)に照会することができます。
- (*1) この保険契約が継続契約である場合には、保険契約継続の場合とします。
- (*2) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第39条 (家族が複数の場合の約款の適用)

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの約款の規定を適用します。

第40条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第41条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したものの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとし、以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの	69%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したものの (7) 1下肢の用を全廃したものの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%

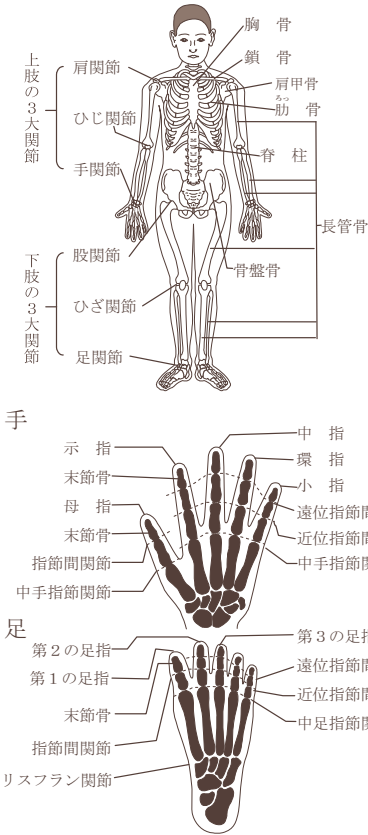
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの	20%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの	10%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表4 保険金請求書類

提出書類	保険金種類				
	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○

別表2 ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（*1）を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（*1）を装着した場合に限ります。

（*1）ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1の注2の図に示すところによります。

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
13. その他当社が第31条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特 約

◇保険証券面の契約種類・特約欄に○印が付されている場合、および、料率コードの記入されている場合には、以下の特約がそれぞれ適用されます。

後遺障害保険金の追加支払に関する特約 (略称：後遺障害追加)

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通約款(*1)第8条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった普通約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、その被保険者が生存していることを条件として、当社が支払った後遺障害保険金の額と同じ額を追加してその被保険者に支払います。

(*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。
以下この特約において同様とします。

第2条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、その被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第3条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第33条（時効）	第30条（保険金の請求）(1)	この特約第2条（保険金の請求）

ファミリー交通傷害保険 賠償責任危険担保特約 (略称：賠償責任担保)

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、普通約款(*1)第6条（被保険者の範囲）に規定する被保険者(*2)が、日本国内において生じた下表に掲げる偶然な事故(*3)のいずれかにより、他人の身体の障害(*4)または他人の財物の損壊(*5)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。

①	住宅(*6)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	被保険者の日常生活(*7)に起因する偶然な事故

(2) この特約における本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをい

ます。

- (*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。
以下この特約において同様とします。
- (*2) この特約において被保険者には責任無能力者は含まないものとします。
- (*3) 以下この特約において「事故」といいます。
- (*4) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*5) 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*6) 本人(*8)の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内(*9)の動産および不動産を含みます。以下この特約において同様とします。
- (*7) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
- (*8) 保険証券の本人欄に記載の者をいいます。以下この条において「本人」といいます。
- (*9) 囲いの有無を問わず、連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者(*1)または被保険者の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*2)
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質(*3)もしくは核燃料物質(*3)によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- (*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (*3) 使用済燃料を含みます。
- (*4) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

③	被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶(*2)、車両(*2)、銃器(*3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(*1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(*3) 空気銃を除きます。

第4条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
②	第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）(1)の表の②に規定する第三者に対する求償権の保全または行使その他損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
⑤	第7条（当社による解決）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条（保険金の支払額）

当社が支払うべき保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	1回の事故について、損害賠償金が保険証券記載の免責金額(*1)を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故について、保険金額(*2)を支払の限度とします。
②	第4条（支払保険金の範囲）の表の②から⑤までの費用についてはその全額。ただし、同条の表の④の費用は、1回の事故について、同条の表の①の損害賠償金の額が保険金額(*2)を超える場合は、保険金額(*2)の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(*1) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(*2) 保険証券記載の保険金額をいいます。

第6条（事故の発生）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害の発生および拡大を防止するために必要ないっさいの手段を講ずること。
③	損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
④	損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、ただちに書面により当社に通知すること。
⑤	他の保険契約等(*1)の有無および内容(*2)について遅滞なく当社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の表の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当社は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	(1)の表の①、④、⑤または⑥に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
---	--

②	(1)の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	(1)の表の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(*)1 第1条の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*)2 既に他の保険契約等(*)1から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第7条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	示談書その他これに代わるべき書類
③	損害を証明する書類
④	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
⑥	その他当会社が第10条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等(*)1がある場合において、支払責任額(*)2の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*)1から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*)2
②	他の保険契約等(*)1から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等(*)1から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)2を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(*)3の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*)3を差し引いた額とします。

(*)1 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*)2 他の保険契約等(*)1がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(*)3 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第10条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日(*)1からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等(*)2の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*)1からその日を含めて下表に掲

げる日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者が第8条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第11条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
---	-------------------------	----------------

②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
---	--------	---

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条(先取特権)

(1) 被害者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合
③	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者に支払う場合
④	被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(*1) 第4条(支払保険金の範囲)の表の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条(普通約款の適用除外)

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第3条(保険金を支払わない場合—その1)
②	第4条(保険金を支払わない場合—その2)
③	第29条(事故の通知)
④	第30条(保険金の請求)
⑤	第31条(保険金の支払時期)

⑥ 第34条（代位）

② 普通約款第21条(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する被保険者に生じた損害賠償金の損害

第14条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条（用語の定義）の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
②	第14条（保険責任の始期および終期）(3)および第25条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(5)	傷害に対しては	損害に対しては
③	第15条（告知義務）(3)の表の③	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	この特約第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に
④	第15条(4)	傷害の発生した後に	損害の発生した後に
⑤	第15条(5)	発生した傷害	発生した損害
⑥	第21条（重大事由による解除）(1)の表の①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
⑦	第21条(3)	傷害(*3)	損害
⑧	第33条（時効）	第30条（保険金の請求）(1)	この特約第8条（保険金の請求）(1)

第15条（重大事由による解除の特則）

(1) 当社は、保険契約者または被保険者が、普通約款第21条（重大事由による解除）(1)の表の③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

① 普通約款第21条(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

(*1) 被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。ただし、被保険者のうち本人が該当する場合には、その家族に係る部分に限ります。

第16条（特約の適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条（保険金の支払額）に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

臨時費用担保特約 (略称：臨時費用担保)

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が第三者の行為によって普通約款(*1)第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、それによって臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通約款の規定に従い臨時費用保険金を支払います。

(*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）のほか、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、臨時費用保険金を支払いません。

①	日本国外における事故
②	被保険者と生計を共にする同居の親族の行為

第3条（臨時費用保険金の支払額）

当社は、60万円を臨時費用保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

第4条（保険金の請求）

臨時費用保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第30条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、傷害が第三者の行為によって生じたものであることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

第5条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第7条（死亡保険金の支払）(2) および(3)	死亡保険金を	臨時費用保険金を
②	第30条（保険金の請求）(1)の表の①	死亡保険金については	臨時費用保険金については

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

死亡保険金および後遺障害保険金 のみの支払特約 (略称：死亡・後遺障害のみ)

当社は、この特約により、ファミリー交通傷害保険普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

死亡保険金、後遺障害保険金、 入院保険金および手術保険金 のみの支払特約 (略称：死亡・後遺、入院のみ)

当社は、この特約により、ファミリー交通傷害保険普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

夫婦特約 (略称：夫婦特約)

第1条（被保険者の範囲）

当社は、この特約により、普通約款(*1)第6条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者のうち、本人およびその配偶者を被保険者とします。(*2)

(*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。

以下この特約において同様とします。

(*2) ファミリー交通傷害保険賠償責任危険担保特約が付帯されている場合の同特約の被保険者については、普通約款第6条(1)に規定する者を被保険者とします。

第2条（当会社の責任限度額）

当社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第3条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第6条（被保険者の範囲）(3)の表の①	家族のうち新たに本人となる者	新たに本人となる配偶者
②	第18条（保険契約の失効）および第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)	第6条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者	この特約に規定する被保険者
③	第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)の表の①	家族のうち新たに本人となる者	新たに本人となる配偶者

第4条（普通約款の適用除外）

普通約款第11条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

配偶者不担保特約 (略称：配偶者不担保)

第1条（被保険者の範囲）

当社は、この特約により、普通約款(*1)第6条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者のうち、本人ならびに本人と生計を共にする同居の親族および別居の未婚の子を被保険者とします。(*2)

(*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。

以下この特約において同様とします。

(*2) ファミリー交通傷害保険賠償責任危険担保特約が付帯されている場合の同特約の被保険者については、普通約款第6条(1)に規定する者を被保険者とします。

第2条（当会社の責任限度額）

当社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、下表に掲げる額をもって限度とします。

①	本人については、保険証券に記載された保険金額
②	本人以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第3条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第18条（保険契約の失効）および第26条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)	第6条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者	この特約に規定する被保険者

第4条（普通約款の適用除外）

普通約款第11条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

ファミリー交通傷害保険 保険料分割払特約（一般用） （略称：分割払（個人））

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（*1）を保険証券記載の回数に分割（*2）して払い込むことを承認します。

（*1）この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第2条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日（*1）に払い込まなければなりません。

（*1）保険証券記載の払込期日をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、第2条（分割保険料の払込み）の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

（1）当会社が第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

（2）当会社は、保険契約者が第7条の表の①の規定による追加保険料の支払を怠った場合（*1）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）第7条の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）第7条の表の②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がそ

の支払を怠ったときは、当会社は、その追加保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対して保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款（*2）および特約に従い、保険金を支払います。

（*1）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（*2）ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。

以下この特約において同様とします。

第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

（1）当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①	払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
②	払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（*1）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（2）（1）の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	（1）の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
②	（1）の表の②による解除の場合は、次回払込期日

（*1）以下この条において「次回払込期日」といいます。

第7条（保険料の返還または請求）

下表に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求方法
①	普通約款第15条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

ファミリー交通傷害保険 保険料支払に関する特約 (略称：一時支払猶予)

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

ファミリー交通傷害保険 保険料分割払特約 (略称：分割払（団体）)

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（*1）を保険証券記載の回数に分割（*2）して払い込むことを承認します。

（*1）この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額を「分割保険料」といいます。以下この特約において同様とします。

第2条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日（*1）に払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した場合（*2）には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

（*1）保険証券記載の払込期日をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）一定した集金日の定めがあり、集金者が保険料相当額を集金する保険契約についてのみ承認するものとします。

	事由	保険料の返還 または請求方法
③	保険契約が失効となる場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（*1）との差額を返還または請求します。ただし、普通約款第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員が普通約款第7条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき事由によって死亡した場合は、死亡保険金を支払うべき事由に対応しない保険料の未経過期間分を除き、その保険金が支払われるべき被保険者全員の保険料は返還しません。
④	次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 第5条（追加保険料の払込み）（2） イ. 普通約款第6条（被保険者の範囲）（3）の表の② ウ. 普通約款第15条（告知義務）（2） エ. 普通約款第20条（保険契約者による保険契約の解除） オ. 普通約款第21条（重大事由による解除）（1）または（2）の表の①もしくは③ カ. 普通約款第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）の表の②	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料（*1）との差額を返還または請求します。
⑤	第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）（1）の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

（*1）年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が第2条（分割保険料の払込み）の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当社が第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が第7条の表の①の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 第7条の表の①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 第7条の表の②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、その追加保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対して保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款(*2)および特約に従い、保険金を支払います。

(*1) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(*2) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。
以下この特約において同様とします。

第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

①	払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
②	払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(*1)において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、下表の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

①	(1)の表の①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
②	(1)の表の②による解除の場合は、次回払込期日

(*1) 以下この条において「次回払込期日」といいます。

第7条（保険料の返還または請求）

下表に掲げるいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合には、当社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還 または請求方法
①	普通約款第15条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	保険契約が失効となる場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*1)との差額を返還または請求します。ただし、普通約款第6条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者全員が普通約款第7条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、死亡保険金を支払うべき事由に対応しない保険料の未経過期間分を除き、その保険金が支払われるべき被保険者全員の保険料は返還しません。

	事由	保険料の返還 または請求方法
④	次に掲げるいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 第5条（追加保険料の払込み）(2) イ. 普通約款第6条（被保険者の範囲）(3)の表の② ウ. 普通約款第15条（告知義務）(2) エ. 普通約款第20条（保険契約者による保険契約の解除） オ. 普通約款第21条（重大事由による解除）(1)または(2)の表の①もしくは③ カ. 普通約款第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)の表の②	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(*1)との差額を返還または請求します。
⑤	第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

(*1) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、ファミリー交通傷害保険普通保険約款第40条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

包括契約に関する特約 （毎月報告・毎月精算用）

（略称：包括（毎月報告・毎月精算））

第1条（暫定保険料）

- 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料(*1)を当会社に支払わなければなりません。
- 普通約款(*2)第14条（保険責任の始期および終期）
- (3)の規定および普通約款に付帯される他の特約に定め

る保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

- (*1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日(*1)までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

各被保険者の 保険金額、入院 保険金日額 および通院保 険金日額	=	保険証券記載 の被保険者1 名あたりの保 険金額、入院 保険金日額 および通院保 険金日額	×	遅滞または脱漏 の生じた通知日 (*1)以前に実際 に行われた通知 に基づく第4条 (確定保険料)の 確定保険料の合 計額
				遅滞または脱漏 の生じた通知日 (*1)以前に遅滞 および脱漏がな かった場合の第 4条の確定保険 料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(*1)から5年を経過した場合には適用しません。
- (*1) 保険証券記載の通知日をいいます。

第4条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料(*1)を払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の確定保険料(*1)の払込期日(*2)後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料(*1)を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 第1条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の払込期日(*2)に払い込まれるべき確定保険料(*1)との間で、その差額を精算します。

(*1) 第3条(通知)(1)の通知に基づく確定保険料をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

包括契約に関する特約 (毎月報告・一括精算用) (略称：包括(毎月報告・一括精算))

第1条(暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料(*1)を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通約款(*2)第14条(保険責任の始期および終期)(3)の規定および普通約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

(*1) 保険証券記載の暫定保険料をいいます。以下この特約において同様とします。

(*2) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条(通知)

(1) 保険契約者は、通知日(*1)までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなします。

各被保険者の 保険金額、入院 保険金日額 および通院保 険金日額	=	保険証券記載 の被保険者1 名あたりの保 険金額、入院 保険金日額お よび通院保 険金日額	×	遅滞または脱漏 の生じた通知日 (*1)以前に実際 に行われた通知 に基づく第4条 (確定保険料)の 確定保険料の合 計額
				遅滞または脱漏 の生じた通知日 (*1)以前に遅滞 および脱漏がな かった場合の第 4条の確定保険 料の合計額

(3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

(4) (2)の規定は、当会社が、(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日(*1)から5年を経過した場合には適用しません。

(*1) 保険証券記載の通知日をいいます。

第4条(確定保険料)

(1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料(*1)と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

(2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料(*1)の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合(*2)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(*1) 第3条(通知)(1)の通知による被保険者数に基づき算出した確定保険料をいいます。

(*2) 当会社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

共同保険に関する特約 (略称：共同保険特約)

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせの書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条 (幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条 (幹事保険会社の行う事項) の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

初回保険料の口座振替に関する特約 (継続契約用) (略称：初回保険料口座振替)

第1条 (特約の適用)

(1) この特約は、保険契約の締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料(*1)を口座振替の

方法により払い込むことについて合意がある場合に適用します。

(2) この特約は、下表に規定する条件をいずれも満たしている場合に適用します。

①	指定口座(*2)が、提携金融機関(*3)に、保険契約締結の時に設定されていること。
②	この保険契約の締結および保険契約者から当会社への当会社所定の損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。
③	この保険契約が、当会社と締結していた傷害保険の継続契約(*4)であること。

(*1) この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合には第1回分割保険料とします。以下この特約において同様とします。

(*2) 保険契約者の指定する口座をいいます。以下この特約において同様とします。

(*3) 当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この特約において同様とします。

(*4) 当会社と締結していた保険契約と保険契約者が同一であり、かつ、その保険契約の保険期間の末日(*5)を保険期間の初日とする契約をいいます。

(*5) その保険契約が午後12時に終了する場合には、その翌日とします。

第2条 (初回保険料の払込み)

(1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日(*1)に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

(*1) 提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。以下この特約において同様とします。

第3条 (初回保険料払込み前の事故)

(1) 第2条 (初回保険料の払込み) の規定による初回保険料の払込みが行われなかった場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日後1か月以内に当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が払込期限(*1)までに初回保険料を払い込んだ場合には、普通約款(*2)およびこの保険契約に付帯された特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) (2)の規定により、被保険者が初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受け

る場合には、保険契約者は、その支払を受ける前に、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

- (*1) 初回保険料払込期日後1か月を経過した日をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第4条（解除—初回保険料不払の場合）

- (1) 当社は、払込期限を経過した後も、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合には、保険契約者に対する書面によりその事実を通知します。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

条件付戦争危険等免責に関する 一部修正特約 (略称：条件付戦争危険免責一部修正)

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

- (1) 当社は、この特約に従い、普通約款(*1)第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)の表の⑧の規定を次のとおり読み替えて適用します。

⑧	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*3)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。
---	---

- (2) 当社は、普通約款第3条(1)の表の⑧以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第3条(1)の表の⑧と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

- (*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（この特約の解除）

当社は、第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた普通約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)の表の⑧のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

- (*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

をいいます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとし

後遺障害等級限定補償特約 (略称：後遺障害等級限定（第3級以上）)

当社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通約款(*1)別表1の第3級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額(*2)が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通約款第8条（後遺障害保険金の支払）の規定にしたがい後遺障害保険金を支払います。

- (*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) この額の算出には、普通約款第8条(6)の規定は適用しません。

入院保険金支払限度日数変更特約 (略称：入院支払限度日数変更（30日）)

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払限度日数	普通約款(*1)第9条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

- (*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（入院保険金支払限度日数の変更）

当社は、この特約により、普通約款第9条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)の規定にかかわらず、入院保険金支払限度日数は30日とします。

第3条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第30条（保険金の請求）(1)の表の③	第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時	第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時、入院保険金の支払われる日数が30日に達した時

通院保険金支払限度日数変更特約 (略称：通院支払限度日数変更 (30日))

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払限度日数	普通約款(*1)第10条 (通院保険金の支払) (1)に規定する通院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

(*1) ファミリー交通傷害保険普通保険約款をいいます。

以下この特約において同様とします。

第2条 (通院保険金支払限度日数の変更)

当社は、この特約により、普通約款第10条 (通院保険金の支払) (1)の規定にかかわらず、通院保険金支払限度日数は30日とします。

第3条 (普通約款の読み替え)

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第30条 (保険金の請求) (1) の表の⑤	通院保険金の支払われる日数が90日に達した時	通院保険金の支払われる日数が30日に達した時

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

東京海上日動のサービス体制なら安心です

〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番-110番”
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

- 事故の受付・ご相談
事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

デイリーサポート

暮らしに関する無料相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをサポートします。*1

- 内容：①介護保険制度やケアプランに関するご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関するご相談
②介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供
③看護師による健康に関するご相談
④身の回りの法律に関するご相談*2
⑤身の回りの税金に関するご相談*2
⑥公的年金等の社会保険に関するご相談*2
⑦グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供
- 受付時間：①④⑥ 平日午前9時～午後5時 ③ 24時間365日
⑤ 平日午後2時～午後4時 ⑦ 平日午前10時～午後4時
(※①④⑤⑥⑦は、いずれも土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- お問い合わせ
①④⑤⑥⑦ フリーダイヤル 0120-285-110
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)
② ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>
③ フリーダイヤル 0120-262-772
(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

- *1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者（法人は除きます。）、被保険者（保険の対象となる方をいい、法人は除きます。）、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・親族（以下相談対象者といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。
- *2 弁護士・社会保険労務士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「証券番号」「ご連絡先」等を確認させていただきますのでご了承願います。

特約正式名称

略 称	特 約 正 式 名 称	掲載ページ
後 遺 障 害 追 加	後遺障害保険金の追加支払に関する特約	18
賠 償 責 任 担 保	ファミリー交通傷害保険賠償責任危険担保特約	18
臨 時 費 用 担 保	臨時費用担保特約	22
死亡・後遺障害のみ	死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約	23
死亡・後遺、入院のみ	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のための支払特約	23
夫 婦 特 約	夫婦特約	23
配 偶 者 不 担 保	配偶者不担保特約	23
分 割 払 (個 人)	ファミリー交通傷害保険保険料分割払特約 (一般用)	24
一 時 払 支 払 猶 予	ファミリー交通傷害保険保険料支払に関する特約	25
分 割 払 (団 体)	ファミリー交通傷害保険保険料分割払特約	25
(略 称 な し)	訴訟の提起に関する特約	27
包括(毎月報告・毎月精算)	包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)	27
包括(毎月報告・一括精算)	包括契約に関する特約(毎月報告・一括精算用)	28
共 同 保 険 特 約	共同保険に関する特約	29
初回保険料口座振替	初回保険料の口座振替に関する特約(継続契約用)	29
条件付戦争危険免責一部修正*	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	30
後遺障害等級限定(第3級以上)	後遺障害等級限定補償特約	30
入院支払限度日数変更(30日)	入院保険金支払限度日数変更特約	30
通院支払限度日数変更(30日)	通院保険金支払限度日数変更特約	31

* 保険証券上に表示がない場合でもこの特約が自動的にセットされます。

●この約款・特約に記載されている「午後12時」とは24時間表記でいう24時をさします。

この「普通保険約款および特約」は、既に販売を停止した特約も掲載されております。



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間:午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)